

令和2年 第3回占冠村農業委員会総会議事録

開催日時 令和2年3月27日(金) 開会 午後1時30分
閉会 午後2時50分

開催場所 占冠村総合センター 2階 相談室

出席委員 会長 安田 堅吾 1番 鈴木 雅士 2番 熊崎 一弘
4番 江頭 謙一郎 5番 堀井 京子 6番 水野 利行

欠員 3番

事務局 事務局長 平岡 卓主幹 杉岡 裕二 主任 坂本 龍哉

議事日程 日程第1 会議録署名委員の指名について
日程第2 会期の決定について
日程第3 行政報告について
日程第4 報告第1号 農地法第18条第6項による通知について
日程第5 議案第1号 農用地利用集積計画の決定について
日程第6 議案第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
日程第7 議案第3号 土地の現況証明書の交付について

令和2年 第3回占冠村農業委員会総会議事録

事務局 ただ今より、令和2年第3回占冠村農業委員会総会を開催いたします。新型コロナウイルスの関係で、本日の総会の開催について事務局で検討しましたが、農業委員会の総会は法令事務を取り行う場として、実際に委員が参集することが原則となっており、農業委員会法それから農業委員会会議規則でも総会は現に在任する委員の過半数が出席しなければ、開くことができないとなっていることから、通常どおりの開催になったことを予めご了承願います。

本日、欠席の通知を受けている委員はありません。したがって、在任委員の過半数以上の委員が出席していますので、占冠村農業委員会会議規則第6条の規定により、本会議は成立いたします。

本日の議事日程について、説明いたします。

本日の議事日程は、議案書のとおり7日程です。今総会に付議された案件は報告第1号から議案第3号までの4件です。日程については以上です。

それでは議事進行については、占冠村農業委員会会議規則第4条の規定により、安田会長に進めていただきます。

議長 ただ今の出席委員は6名であります。定足数に達しておりますので、これより令和2年第3回占冠村農業委員会総会を開催いたします。

日程第1 会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は会議規則第13条の規定により議長において、1番 鈴木 雅士君、2番 熊崎 一弘君を指名いたします。

日程第2 会期の決定についてお諮りいたします。本日の総会の会期は本日1日間としたいが、これにご異議ございませんか。

委員 (異議なし)

議長 異議なしと認めます。よって本総会の会期は本日1日間と決定いたしました。

日程第3 行政報告について事務局よりいたさせます。

事務局 (読み上げて報告)

議長 ただ今の報告について、質疑等はございませんか。

委員 (なし)

議長 なければ質疑なしとし、次の議事に移ります。

日程第4 報告第1号 農地法第18条第6項による通知についてを議案とします。事務局より説明いたさせます。

事務局 報告第1号 農地法第18条第6項による通知について
(読み上げて提案)

議長 報告第1号について質疑等はございませんか。

受付番号1が[]になっておりますが、図面を確認すると場所は受付番号2と一致しています。

それは報告案件の図面ではなく、その次の議案の図面ではないですか。
事務局 報告案件は報告のみとさせていただき、図面はつけておりません。
議長 他にありませんか。
委員 (なし)
議長 以上で報告を終わります。

議長 日程第5 議案第1号 農用地利用集積計画の決定についてを議案とします。
事務局より説明いたさせます。

事務局 議案第1号 農用地利用集積計画の決定について
(読み上げて提案)

議長 これより審議に入ります。質疑等はございませんか。

事務局 経緯について事務局より説明お願いできますか。
こちらにつきましては、報告第1号の合意解約後に[]との利用権設定の契約になります。[]の筆の面積の違いにつきまして説明いたしますので、13ページの受付番号2をお開きください。[]を含めております。次に33ページの受付番号8の[]の関係です。航空写真[]に向かう砂利道があります。こちらの筆はこの間契約に含まれておりましたが、農地としては使用しておりませんでした。今回の新たな契約の際は現在農地として使用している3筆を契約地としました。

議長 他に質疑等はございませんか。

事務局 株式会社が農地を持てるようになったのはいつからでしたか。
平成21年の農地法の改正とあわせてだったと認識しております。今回の場合は[]となっております。一般の株式会社についても農地を持つことが可能になっておりますが、借りる際には解約条件付の契約となりますので、農地の使用が適格ではないという農業委員の判断があれば、解約決定を強制することができる条文付の契約書となります。今回のように[]となっております。

議長 他にございませんか。

事務局 受付番号4の[]も面積に変更があるので説明をお願いします。
21ページの受付番号4をお開きください。[]が
ございます。[]に田があったのですが、[]で刈取りができ

ていないということです。経緯としては相続された全て田畑を含めた形での契約となっておりましたが、この機会に削ってほしいということになりました。

議 長 他にございませんか。

委 員 (なし)

議 長 なければ、挙手による採決を行います。本件に賛成の方は挙手をお願いします。

委 員 (賛成多数)

議 長 本件は原案のとおり決定されました。

日程第6 議案第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを事務局より説明いたします。

事務局 議案第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
(読み上げて提案)

議 長 これより審議に入ります。質疑等ございませんか。

事務局 補足説明させていただきます。

■■■■■に■■■■■から■■■■■に3条契約が許可されています。その後3条契約が継続されまして、昨年■■■■■に■■■■■となり、3条許可の案件となっております。まず、■■■■■と■■■■■の3条許可の契約につきましてですが、使用貸借契約ですので農地を使わなくなった時点で3条許可の合意解約する必要がないと(農業会議に)確認済みです。そのため、3条許可の合意解約を取り交わしておりません。また、(農業会議に)合意解約を行わずに■■■■■に賃貸することは可能であるかを確認しましたが、■■■■■で許可権者となることから3条許可の合意解約を行わずに賃貸借することは特段問題がないという判断をいただいております。

議 長 質疑等ございませんか。

委 員 (なし)

議 長 なければ、挙手による採決を行います。本件に賛成の方は挙手をお願いします。

委 員 (賛成多数)

議 長 本件は原案のとおり決定されました。

■■■■■
■■■■■

議 長 日程第7 議案第3号 土地の現況証明書の交付についてを事務局より説明いたします。

事務局 議案第3号 土地の現況証明書の交付について
(読み上げて提案)

議 長 これより審議に入ります。質疑等ございませんか。

事務局 詳細の説明をお願いします。
こちらにつきましては国道用地として国が所有しておりました。場所は■■■■、■■■■側です。■■■■にあり道路用地として扱われてきました。令和元年11月に国から占冠村へ払い下げを行うということで別紙のとおり通知を受けております。この間、村の建設担当の方で道路用地としての取り扱いを行うにあたり、公簿地目が畑であることを解消するために現況証明の申請がありました。土地の所有権につきましては11月以降の登記を確認いただきますと1月8日に村の所有権登記が完了されておりますが、公簿地目を変更するために農業委員会に現況証明を求める案件でございます。

事務局 ここは元旧道ですよ。
事務局 そうです。
事務局 採草放牧地が道路用地として使用されていたということですか。
事務局 当時は土地収用法に基づく手続きがあったのではないかと予想されます。農地であっても国道、村道等の公共用に必要なものにつきましては確認を必要としない案件がありました。

事務局 国道として使用されていた時点で地目変更はされていなかったということですか。
事務局 そのとおりです。
事務局 それでは占冠村に譲渡されたことで地目変更を行うことになったわけですね。そのような農地もたくさんあります。

議長 他にございませんか。
委員 (なし)
議長 なければ、挙手による採決を行います。本件に賛成の方は挙手をお願いします。

委員 (賛成多数)
議長 本件は原案のとおり決定されました。
本総会に付議された案件の審議はすべて終了いたしました。
その他でなにかありますか。

事務局 3月2日付で行政区回覧と村ホームページで農業委員の募集をさせていただきました。現任期が7月19日までとなっていることから、7月20日からの3年間の任期となっております。募集期間については3月31日までですが、現段階では推薦、応募共にないといった状況ですから、皆様も積極的に推薦、応募をしていただければと思っていますので、よろしく願いいたします。

もう一点として農協の総代会の関係を説明させていただきます。3月18日にふらの農協から植崎組合長他3名が来庁され、村長に対して昨年4月に提出した村からの要望書、署名に対する回答をいただきました。回答書をいただい

ておりまして、回答書の要旨としましては地域の正組合員から概ね了承をいただいていると認識していること、正組合員以外で金融共済事業を利用する方についてはエリア担当職員が対応すること、JAの利用者には早めの案内を提示して理解を得ること、村の農業振興や農業政策には今まで同様の対応をすること、資材とスタンドについては継続すること、令和3年2月までに統廃合したいという内容です。総代会が4月10日の予定となっております、3日に地区懇談会を行う予定でしたが、新型コロナウイルスの関係でやむなく中止と案内をうけております。総代会についても集まるのが困難であり、書面での開催になるという話で聞いております。

昨日FAXで案内をいただきました。

地区別懇談会は3日に占冠となっております。

議 長
事務局

それが中止ということですか。

こちらでは中止と聞いておりました。

昨日のFAXではこの地区ではそういった事例(新型コロナウイルス)も出ていないので、出席の際は全員マスク着用消毒必須といった対応をするという内容でした。

議 長
事務局

出席の注意事項が記載された案内がきています。

そのうえで事例が発生した時点で中止もありうるという内容です。

それであれば、その時に意見を出していただければと思います。村としても基本的に継続要請をしております。また、以前から問合せしている赤字の内訳、数字についてを農家さんに説明がされていないと伝えましたが、それについては懇談会で説明済みであるという回答でした。准組合員への説明もお願いしましたが総代会を通らないとそういった話はできないので、それ以降の説明となるという回答でした。閉鎖後2～3年は専属の職員を配置してフットワークを軽く村の方に足を運ぶようにし、職員の配置場所については今後検討することです。出張所の取り扱いは今後地域の人と話し合いたいとのこと。村として心配していたのは3日の懇談会が中止となった場合に組合員の説明はどうなるのかいう部分でしたが、本来では地区懇談会も総代会も開催したいが現状では困難であるため、地区懇談会も5月、6月になってしまうのではないかと回答がありました。しかし、FAXで開催案内がされたのであれば、懇談会の中で皆様の意見を伝えていただければと思います。

議 長
委 員
議 長

その他ありませんか。

(なし)

これにて、令和2年第3回占冠村農業委員会総会を終了いたします。
ご苦勞様でした。

上記は会議の顛末を記載して相違ない証として署名する。

令和 年 月 日

議 長

1 番

2 番